

平成30年

上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成30年第2回定例会

第1号(6月4日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	4
副町長の(株)上砂川振興公社平成29年度決算並びに平成30年度事業計画報告	4
例月出納検査結果報告(3・4月分)	5
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	5
報告第2号 専決処分報告について「平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)」 (承認)	7
報告第3号 繰越明許費の報告について「平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算繰 越明許費」(承認)	8
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(決定)	9
議案第15号 認定こども園等複合施設建設工事請負契約締結について(原案可決)	9
議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について	10
町政執行方針	11
教育行政執行方針	17
議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)	20
議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	24
議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	24
休会について	25
散会の宣告	25

第 2 号 (6月7日)

議事日程	27
会議録署名議員	27
開議の宣告	27
会議録署名議員指名について	27
町政執行方針に対する質疑	27
吉川洋	27
町長 奥山光一	28
小澤一文	29
町長 奥山光一	30
数馬尚	32
町長 奥山光一	32
越前等	32
町長 奥山光一	33
教育行政執行方針に対する質疑	35
高橋成和	35
教育長 飯山重信	37
小澤一文	38
教育長 飯山重信	39
越前等	40
教育長 飯山重信	40
議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	41
議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算 (第2号) (原案可決)	41
議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	41
議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第1号) (原案可決)	41
調査第2号 所管事務調査について (許可)	42
派遣第1号 議員派遣承認について (承認)	43
追加日程について	43
発議第1号 特別委員会の設置について (原案可決)	43
意見書案第1号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書 (原案可決)	44
意見書案第2号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 (原案可決)	45
意見書案第3号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書 (原案可決)	46
閉会の宣告	47

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6. 4	6. 7
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6. 4	6. 7
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6. 4	6. 7
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	佐 藤 友 歌	○	○

平成 3 0 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 4 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 5 1 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 4 日～6 月 7 日
4 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）
 - 3) (株) 上砂川振興公社平成 2 9 年度決算並びに平成 3 0 年度事業計画報告（副町長）
 - 4) 例月出納検査結果報告（3・4 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 2 号 専決処分報告について「平成 2 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）」
- 第 7 報告第 3 号 繰越明許費の報告について「平成 2 9 年度上砂川町下水道事業特別会計予算繰越明許費」
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
※ 諮問第 1 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 1 5 号 認定こども園等複合施設建設工事請負契約締結について
※ 議案第 1 5 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 0 議案第 1 6 号 上砂川町企業振興促

進条例の一部を改正する条例制定について

※ 議案第 1 6 号は、提案理由・内容説明までとする。

- 第 1 1 町政執行方針
- 第 1 2 教育行政執行方針
- 第 1 3 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 1 7 号～第 1 9 号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

4 番	吉 川	洋
5 番	数 馬	尚

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、吉川議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの4日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月7日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会議務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していただいておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 砂川地区広域消防組合議会について。

平成30年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成30年4月27日金曜日午

前10時30分より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 財産の取得について、議案第2号、同じく財産の取得について、議案第3号 財産の取得についてでございます。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（大内兆春） 次に、株式会社上砂川振興公社の平成29年度決算並びに平成30年度事業計画報告について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の平成29年度営業報告、決算報告並びに平成30年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。平成29年度の決算は、収入では近隣温泉の再開による影響等が入館者が大幅に減少したことにより前年度対比2.1%、292万2,000円減の1億3,503万6,000円、支出では燃料費の高騰により前年度対比0.5%、69万7,000円増の1億3,792万6,000円、差し引き289万円の経常損失に法人税18万円を加えた307万円が当期純損失となり、平成26年度以来の赤字決算となったところであります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比1.5%、1,606人減の10万2,632人、宿泊客数は前年度対比6.4%、452人減の6,614人で、施設利用者全体では前年度対比1.8%、2,058人減の10万9,246人と大幅に減少したところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から(4)の宿泊客対策ま

でまとめており、5ページには庶務報告と本年度3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、平成30年度事業計画についてご説明いたします。14ページの基本方針であります、平成30年度は地方の景気回復の兆しが見えない中、食材費や燃料費の高騰など観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、周辺温泉の動向の把握に努め、営業面を強化し、年間入館者数目標を11万1,000人とし、利用収益は前年度決算の0.6%増の1億1,140万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、2の部門別事業計画であります、(1)の日帰り部門から(5)の特産品開発販売部門まで目標達成に向けた取り組み方針をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、3の事業予算であります。収入を1億3,571万5,000円、支出を1億3,535万円とし、差し引き36万5,000円とする予算であります、詳細につきましては、飛びまして17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります、利用収益として入館料2,500万円、町民無料券等800万円、宿泊料2,550万円、以下手数料まで合計で1億1,140万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,431万5,000円とし、収入合計を1億3,571万5,000円としたところであります。

次に、支出であります、人件費と厚生福利費で5,570万円のほか、主なところでは燃料費1,300万円、光熱水費1,600万円、仕入れ2,050万円を見込み、支出合計を1億3,535万円とし、差し引き36万5,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告、事業計画であります、振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からさらなるご支援

をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(大内兆春) 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長(奥山光一) 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成30年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長(大内兆春) 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長(大内兆春) 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長(飯山重信) 教育行政報告を申し上げます。

平成30年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、福井県福井市鶉地区との小学生交流事業及び英語指導助手の招聘についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目の福井市鶉地区との小学生交流事業につきましては、町の歴史を学び、後世に継承してい

くため小学生を派遣し、歴史を学ぶとともに、同地区からも小学生の訪問を受け入れるなど交流を深め、地域への愛情を育むことを目的に平成24年度から実施されております。本年度は、本町から小学生を派遣する順番であり、小学生4名、引率者2名、合計6名分の派遣経費について関係予算を当初予算において計上させていただいております。そのような中で、本年4月に小学生交流事業実行委員会から中央小学校に派遣児童の推薦を依頼したところ、5年生4名、6年生3名から希望があり、全員対象に作文、面接を実施し、選考を行ったものの全員が一定の水準を満たしている旨学校より報告があり、また受け入れ先である福井市鶴の里づくり委員会に受け入れ人数について確認したところ、引率者を含め最大8名でお願いしたいとの回答があったところです。これらを受け、協議した結果、今回の派遣につきましては参加者8名とし、交流事業を実施することとしたところです。したがって、参加予定人数が当初予算計上時よりもふえますことから、増員分に係る交通代金、宿泊代金等の経費について追加計上させていただきたく、このたび予算計上させていただいたところです。

本年度の交流事業の概要であります。8月9日木曜日から12日日曜日までの3泊4日を予定しており、小学生5、6年生7名と引率者として校長1名、合計8名を派遣するものであります。

2件目、英語指導助手招聘につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー1をご参照願います。平成26年7月に採用した英語指導助手であるアメリカ出身のウィートレイ・オーサー氏から音楽の勉強をするため、今期の任期満了日である本年7月27日で本町の英語指導助手を退職、帰国することとし、再任用については辞退したい旨の申し出があったことから、事情を鑑み、本人の意向を承諾することとし、帰国に関する旅費等の経費につきましては当初予算に計上させていただいたところでございます。

なお、再任用辞退の申し出を受け、新たな英語指導助手を採用するため北海道国際課と調整を行っていたところ、このたび採用予定者の紹介がありましたので、ご報告させていただきます。

本町の採用条件としては、国籍にこだわらず、単身でなく、運転免許を有する既婚者を優先する条件を付した事前要望調査票を提出しており、今回紹介された英語指導助手はカナダ国籍のルシア・デヴィン氏、29歳で、家族構成は妻との2人世帯となっております。デヴィン氏につきましては、オーサー氏同様中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を行っていただき、あわせて平成32年、2020年度から小学校5、6年生についても英語が教科となることから、小学生に対しましても同様に指導していただくことと町の事業であるグットイングリッシュや保育園での英語になれ親しむための事業においても活躍していただきたいと考えているところであります。

任用期間は、本年8月6日から来年の8月5日までの1年間となっておりますが、最長で5年再任用することが可能であります。

住宅についてオーサー氏が居住している鶴本町の平家職員住宅を使用していただくこととしており、備品などを点検し、故障、汚損などで継続使用ができない寝具、石油ストーブ等について購入することとし、その経費につきましてこのたび予算計上させていただくものであります。

今後につきましては、生の英語を児童生徒に十分反映できる英語指導助手となるよう授業への活用方法についても学校と協議を行いながら、子供たちの英語力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（大内兆春） 日程第6、報告第2号 専決処分報告について「平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、地方譲与税の減額と地方消費税交付金及び地方交付税の増額に係る歳入予算について補正し、振興公社事業開発基金への積立金について歳出予算の補正をすること。

それでは、報告第2号、予算書本文をごらん願います。報告第2号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により

まして、報告第2号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金や地方交付税等の精査による歳入増加分について振興公社開発基金に積み立てるものであります。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税130万円の減額で、1,270万円となります。

2項自動車重量譲与税130万円の減額で、970万円となります。

6款地方消費税交付金1,130万円の追加で、5,230万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

9款地方交付税1,000万円の追加で、17億4,458万6,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳出合計が2,000万円の追加で、31億1,950万円となります。

2、歳出、7款商工費2,000万円の追加で、7,203万7,000円となります。

1項商工費、同額であります。

歳出合計が2,000万円の追加で、31億1,950万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出であります。3、歳出、7款1項2目企業開発費2,000万円の追加で、3,700万5,000円となります。振興公社事業開発基金に積み立てるものであります。

歳入に参ります。4ページであります。2、歳入、2款2項1目自動車重量譲与税130万円の減額で、970万円となります。

6款1項1目地方消費税交付金1,130万円の追加で、5,230万円となります。

9款1項1目地方交付税1,000万円の追加で、17億4,458万6,000円となります。いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質

疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第3号

○議長（大内兆春） 日程第7、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 繰越明許費の報告について「平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算繰越明許費」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成30年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであること。

平成30年6月4日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第3号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、本年3月定例会におきまして下水道事業特別会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で平成30年度へ繰り越しましたので、報告するものでございます。

繰り越しの主な内容は、奈井江浄化センター汚泥消化タンク機械電気設備更新工事事前調査において、消化タンク内部で躯体の断面欠損及び鉄筋の欠落が発見されたため、補修方法と補修に不測の時間を要したことから、完了した電気設備の一部を除き、平成30年度に繰り越したものでございます。

それでは、本文に参ります。1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、流域下水道事業、金額351万1,000円、翌年度繰越額131万5,000円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金、地方債130万円、その他、一般財源1万5,000円。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第3号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 繰越明許費の報告について「平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（大内兆春） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、大橋隆一氏が平成30年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、上砂川町

氏名、大橋隆一。生年月日、

。職業、町臨時職員。備考、任期

3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は、町長提案のとおり、候補者を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第15号 認定こども園等複合施設建設工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第15号 認定こども園等複合施設建設工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、認定こども園等複合施設建設工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第15号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

認定こども園等複合施設建設工事につきましては、現在の保育園は昭和52年の建設から40年以上経過し、老朽化が著しく、耐震基準も満たしてお

らず、また児童館についても狭小のため児童が十分運動できるスペースがないことから、これらの課題を解消するため、平成30年度と平成31年度の継続事業として旧野球場跡地に鉄筋コンクリート造平家建ての複合施設を建設するものであります。建設工事は、本年度建築主体工事、非常電源設備を含む電気設備工事、機械設備工事、園舎北側の外構工事を完成させ、平成31年度には園舎南側、園庭の外構工事を実施し、複合施設を完成させるものであります。

工事の竣工期限は、平成31年8月30日でありませぬ。

入札につきましては、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体、水島・林工務店経常建設共同企業体、泰進建設、笹木産業の5社による指名競争入札の方法で、去る5月31日に執行し、1回目ですべて予定価格に達し、落札決定いたしました。

入札額は、笹木産業5億6,000万円、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体5億6,000万円、泰進建設5億5,850万円、水島・林工務店経常建設共同企業体5億5,000万円、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体5億4,500万円で、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額4,360万円を加えた5億8,860万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、認定こども園等複合施設建設工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字鶉283番地4。
- 3、工事の概要、平成30年度実施工事分、建築主体工事、電気設備工事（非常電源設備含む）、機械設備工事、外構工事（園舎北側）、平成31年度実施工事分、外構工事（園舎南側、園庭）。
- 4、竣工期限、平成31年8月30日。
- 5、契約金額5億8,860万円。
- 6、契約の相手方、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体、代表者、三鉦建設株式会社上砂川支

店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、一般競争入札。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第15号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 認定こども園等複合施設建設工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第16号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、国の生産性向上特別措置法に基づき、町内中小企業等が導入する先端設備について固定資産税の特例措置を講じ、生

産性の向上支援を図るため、上砂川町企業振興促進条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第16号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、中小企業の生産性革命の実現のため5月16日に制定された生産性向上特別措置法に基づき、町内中小企業が導入する先端設備の固定資産税を全額免除することで国の支援制度が優先採択され、中小企業の積極的な設備投資を後押しし、生産性の向上が図られるため、関係条項を改正するものであります。

なお、固定資産税の減収分につきましては、地方交付税で補填されるもので、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

上砂川町企業振興促進条例（昭和48年上砂川町条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 町長は、第2条第1号の規定による事業場が作成する先端設備等導入計画を認定したときは、導入する先端設備に対する固定資産税額を限度として、生産性向上特別措置法に基づき賦課された年度から同法で規定する期間に限り、全額免除とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第11、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成30年度の町政執行方針を申し上げますので、お手元に配付しております町政執行方針1ページをごらん願います。

平成30年第2回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、4月の任期満了にともない町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、各層、各団体の方々のご支援と心温まるご厚情を賜り、無投票により、引き続き町政運営を担わせていただくことになりました。

皆様からの負託に応え、微力ではありますが第19期町政を進めるにあたり、全力を傾注し職責を果たしていかなければならないと決意を新たにしているところであります。

わが国の経済状況については、少子高齢化という大きな課題に立ち向かうため、「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とし、経済成長の果実で社会保障の充実を図り、安心できる社会基盤を築き、さらに経済を成長させ、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる一億総活躍社会を創り上げるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」においても、働き方改革と人材投資を積極的に行い、地域の成長力や経済力の向上につながることを期待されております。

しかし、安倍政権が進めてきた景気回復の施策

により改善は見られるものの、残念ながら誰もが実感できるまでの広がりとはなっておらず、依然として厳しい状況が続いております。

本町においては、最重要課題である人口減少、少子高齢化は、福祉、労働、経済、教育などあらゆる分野において影響が生じることから、時代のニーズに対応できる施策の構築が求められております。

「第7期上砂川町総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、山積する課題に真正面から向き合い、さらなる子育て支援と高齢者支援施策の充実、雇用対策のため既存企業の育成などを積極的に展開し、人口減少と少子高齢化に歯止めをかける定住促進を図りたいと考えております。

また、町税等の自主財源が乏しい本町の財政運営は、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であり、国の財政状況によっては、さらに厳しい行財政運営を強いられることも想定されます。

行財政改革の理念を忘れることなく、限られた財源を効果的に活用するため、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識しながら町民ニーズをしっかりと把握し、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう全力を傾注してまいります。

本年度も大変厳しい町政運営が想定されますが、このような時こそ、しっかりと先を見据え、町民の皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成30年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康でいきいきと暮らせるまち

1. 安心して子供を産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を推進するため、特定不妊治療費助成事業をはじめ、妊婦健康診査超音波検査費用助成事業や町独自の保育料の負担軽減、

さらに高校生以下医療費無料化など子育て世代の経済的負担軽減対策を継続し、引き続き安心して子供を産み育てやすい環境づくりに努めてまいります。

認定こども園等複合施設につきましては、昨年度、実施設計が完了いたしましたので、平成31年4月開園を目指し建設工事に着手いたします。また、開園にあわせ特色を持った幼児教育と保育環境の拡充、さらには放課後の子どもの居場所である児童館機能の充実について検討してまいります。

2. 地域共生社会づくりの推進

高齢者や障がい者などを包括的に支える地域共生社会づくりを構築し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、除雪サービスなど在宅福祉サービスを拡充してまいります。

地域見守り活動につきましては、民間事業者による見守り活動に加え、社会福祉協議会など関係機関との連携により、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

また、障がい者支援につきましては、障がい児と難病患者を加えた「第5期障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉施策の推進と充実に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するため関係機関と連携してまいります。

生活支援体制整備事業につきましては、高齢者の在宅サービスを支えるため、ボランティア組織、民間介護事業所、社会福祉法人等の事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援するとともに、ボランティアの育成と生活支援サービスの充実を図ってまいります。

認知症施策推進事業につきましては、昨年度配置した、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症支援推進員」を中心に、早期診断・早期対応に向け、医療・介護の連携強化や地域における支援体制の充実を図ってまいります。

また、認知症者やその家族、地域住民等が交流し認知症への理解や普及啓発を図るための場として、まちの駅ふらっとを活用した認知症カフェや認知症サポーター養成講座等を引き続き開催し、高齢者にやさしい地域づくりに努めてまいります。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、在宅で暮らす医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と民間介護事業所などの連携を推進してまいります。

地域ケア会議推進事業につきましては、関係機関・団体との協働により、高齢者の個別課題や地域課題を抽出し、具体的な対応策を検討してまいります。

高齢者の権利擁護につきましては、社会福祉協議会との連携のもと、日常生活自立支援事業の充実と成年後見制度の推進を図り、さらに新たな虐待防止に向けた虐待対応マニュアル等の整備と支援体制の構築を図ってまいります。

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくりにつきましては、生活習慣病予防と重症化予防を基本に妊婦・乳幼児から高齢者まで各種健診を入口とした保健指導による個別支援のさらなる充実を図るため、新たに乳がん検診の超音波検診と小中学生の生活習慣病予防健診を実施してまいります。

また、自分の健康は自分で守るを基本に各種検診の受診を促すため、検診自己負担の軽減を図り、早期発見、早期予防に努めてまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、65歳以上の健診の事後指導並びに各地域で実施している住民主体の「いきいき百歳体操」を引

き続き支援するとともに、訪問リハビリテーションの充実や地域おこし協力隊と連携した介護予防事業に取り組んでまいります。

第二 あらゆる世代が豊かな心を育むまち

1. 子供たちが健やかに成長する教育の推進

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子供たちが健やかに育つよう、その基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、基礎学力の向上を図るため、公設学習塾の利用促進や対象学年、教科の拡充を検討してまいります。

英語教育につきましては、小学校において平成32年度(2020年度)から正式科目になることから、本年度から授業を前倒して実施するとともに、指導方法等の課題整理と対応方法を検討するなど円滑に導入できるよう支援してまいります。

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢のもと、早期発見・早期対応が実施できるよう支援してまいります。

準要保護世帯に対する就学援助のうち新入学学用品等につきましては、国の要保護世帯に対する要綱に準じ、入学前支給に向け検討してまいります。

2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、乳幼児から高齢者までの様々な学習ニーズに応えるため、「夏休み短期子供水泳教室」や「初心者のための手話教室」、成人向けワークショップ「珈琲を楽しもう」を新たに実施し、各世代の学習機会の充実が図られるよう支援してまいります。

各町児童公園につきましては、年次計画のもと、引き続き遊具の更新整備を実施してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で生活環境が整ったまち

1. 快適で住みよい環境づくりの推進

下鶉地区の町有地に新たに5区画の分譲団地を整備するため造成工事を実施するとともに、各種計画との調整を図り、実情に即した土地の利活用を図ってまいります。

道路整備につきましては、鶉北線の改良舗装工事と豪雨に対応するため各所排水工事を行うとともに、橋梁長寿命化計画のもと春日橋の補修工事を実施してまいります。

町内現況図につきましては、作成後14年を経過し町内の状況も大きく変化していることから、災害対策など幅広い分野で利活用できるよう更新してまいります。

道道歩道整備につきましては、歩行者の安全確保を図るため、歩道未整備区間について引き続き関係機関に要請してまいります。

除排雪につきましては、冬期間の生活道路の安全・安心対策や通行確保を図るため、昨シーズンの豪雪の経験を踏まえ、より効率的な除排雪体制を維持してまいります。

交通の確保につきましては、路線バスは利用者の減少により減便されていることから、地域住民の足を守るため便数確保に努めるとともに、住民ニーズに対応するため地域公共交通協議会を設置し、関係機関と協議を進め、町内交通体制の構築に努めてまいります。

水道事業につきましては、老朽化の著しい東鶉・鶉地区の配水管布設替整備及び浄水場の電気計装設備の更新を行い、生活水の安定供給と安全確保を図ってまいります。

下水道事業につきましては、下鶉及び鶉地区に新たに汚水管渠を布設するとともに、未整備住宅への水洗化の促進に努めてまいります。

町営住宅につきましては、快適な住環境を提供するため、東山高齢者住宅の陸屋根改修工事を行うとともに、下鶉地区の屋根のふきかえ、鶉地区の屋根・外壁塗装工事を実施してまいります。

2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防体制につきましては、老朽化した水槽付消防ポンプ自動車を圧縮空気泡消火装置及び電動式の救助資器材を積載する多機能型車両に更新し、複雑かつ多様化する災害対応に万全を期してまいります。

また、消防団につきましては、新基準の活動服へ更新するほか、青年層の消防団への入団促進に努めてまいります。

地域防災につきましては、近年の異常気象による台風や土砂災害などの自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制を確立させ、道が進める土砂災害警戒区域の指定に伴い、ハザードマップ等による住民周知と防災意識の高揚に努めるとともに、災害時に適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施や被災時の避難生活に備えた災害備蓄品について計画的に整備してまいります。

また、ミサイル攻撃などの武装攻撃に対応する全国瞬時警報システム機器を更新し、一刻も早い正確な情報の収集と住民への周知と的確な避難誘導体制の確立に努めてまいります。

役場庁舎につきましては、本館が建築後60年以上を経過、西館も39年以上経過し老朽化が著しいことから、庁舎を建てかえるため基本設計、実施設計に着手し、平成32年度（2020年度）中の完成を目指し、関係機関・団体と協議をしながら進めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪抑止効果を高めるため、昨年度防犯カメラを増設したところではありますが、引き続き警察署や防犯協会など関係機関と連携し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察署や交通安全推進委員会などと連携し、飲酒運転の撲滅など交通安全啓発に努めるとともに、本年12月12日の「交通事故死ゼロの日3,000日」達成を目指します。

また、高齢者ドライバーによる交通事故防止対策の一環として、運転に不安のある高齢者が運転免許証を自主返納する際の支援制度を創設してまいります。

消費者保護対策につきましては、依然として高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺事件が発生していることから、消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、消費者被害防止訪問講座の実施や町広報などによる啓発運動の推進により、消費者被害の防止に努めてまいります。

鳥獣対策につきましては、ヒグマやエゾシカなどの出没が相次いでいることから、猟友会などと連携を図り、捕獲、駆除対策を継続してまいります。

空き家等の危険建物につきましては、町民及び地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図り、あわせて空き家やその跡地の有効活用など、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、法令に基づいた「上砂川町空き家等対策計画」を策定してまいります。

3. 優しい環境づくりの推進

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、環境にやさしい循環型社会の形成を進めるため、資源のリサイクルとごみの減量化を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場の適正な管理と延命を図るため施設の改修整備を順次実施し、あわせて老朽化したブルドーザーの更新を検討してまいります。

第四 魅力と活力があふれるまち

1. 活力ある商工業の振興

商工業の振興につきましては、地元での購買促進を目的としたプレミアム付商品券発行事業を引き続き支援するとともに、商業者の自主性が重要であることから、高齢者等へのきめ細かなサービスが提供できるよう商工会議所の生活支援コーディネーターによる地域密着型サービス等への取り組みに対し支援してまいります。

また、誘致企業を含む既存企業の経営の安定・強化を図るため、商工会議所をはじめ関係団体との連携により、国・道の各種制度を活用しながらさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、新たな企業の誘致に向け、道や関係機関と情報を共有しながら積極的な活動を推進してまいります。

また、既存企業の事業拡大に伴う設備投資につきましては、町の企業助成制度や生産性向上特別措置法による固定資産税の減免支援を行うとともに、定住自立圏における合同企業説明会やシェアハウスを活用した就業体験により、首都圏や新規学卒者などの労働力の確保に努めてまいります。

3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に豊かな自然環境等の資源を有効に活用するとともに、来館者に喜ばれる新メニューの開発などのほか、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入込客による経済波及効果も大きいことから引き続き支援し、交流人口の増加に努めてまいります。

魅力づくり、地域活性化対策につきましては、新たな産業やイベントの創出、町の魅力づくりにつながることから、将来を担う若者や地域おこし協力隊、関係機関・団体と連携し、今後のまちづくりに対する機運や醸成づくりに努めてまいります。

特産品の開発につきましては、復活させたソースカツ丼や地域おこし協力隊が考案した石炭たこ焼きを各種イベントで販売するほか、振興公社においてニジマスの薫製や薫製しょうゆの販売に取り組んでおりますので、町外に情報発信するなど特産品の魅力アップに努めるほか、新たな特産品開発に努めてまいります。

第五 みんなで創るまち

1. ともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつましましては、自治会連絡協議会などと連携し地域活動を支援するとともに、まちづくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通して町民ニーズや行政に対する町民の意見を把握しながら、あらゆる機会を通じて情報の共有化を図り、地域課題の解決に努め、将来に夢と希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティ活動につましましては、人口減少と高齢化の進展により活動が停滞傾向にあることから、「地域サポート制度」による職員派遣を継続し、自治会活動が衰退しないよう、地域と行政が連携したまちづくりに努めるとともに地域の担い手となる人材づくりにつましましても、自治会と連携を図りながら検討してまいります。

また、地域住民の活動拠点であり、避難場所でもある生活館・集会所については、建築年次の古い下鶉生活館と鶉若葉生活館の建てかえについて検討してまいります。

町広報と町ホームページにつましましては、町の最新情報を伝える重要な情報発信源であることから、引き続き情報収集と的確な情報発信に努めるほか、民間放送局の地上デジタル放送を活用した情報提供について検討してまいります。

人口減少・移住定住対策につましましては、「第7期上砂川町総合計画」及び「上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略」の着実な実行により、子育て・教育・高齢者の各種施策の充実や移住定住奨励金の拡充、民間賃貸住宅家賃助成事業、住環境整備などの実施により人口の定着化を図るとともに、地域おこし協力隊による地域の活性化や首都圏でのイベントにおいても、本町のPRの実施により移住促進に努めてまいります。

また、世代を超えて地域の身近な場所で仲間や居場所をつくる「まちの駅ふらっと」を開設したことから、高齢者・障がい者・認知症サロンなど町民の憩いの場として提供するほか、施設を最大限に活用した事業の創設により、地域の活性化を

推進してまいります。

平成31年は、上砂川町に開拓の鋤がおろされ120年、開町から70年の記念すべき節目の年を迎えることから、関係各位と協議をしながら記念事業の実施について検討してまいります。

2. 持続可能な財政運営の推進

本町の財政運営につましましては、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財政体質にあるものの、一部企業の業績が堅調であり、町税が増嵩するなど明るい兆しも見られます。一方、国においては、地方財政対策の新たな方針策定に向け検討が進められており、大幅な地方交付税の抑制も想定されることから、今後においても効率的な財政運営に努めるとともに、急務である人口減少問題の対策をはじめとする諸課題に対し、長期的な視点に立った施策を実施し、限りある財源のなか即効性のある効果的な施策について、積極的かつ重点的な予算措置をしてまいります。

「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」の実現に向け、これまで展開してまいりました事業施策の理念を継承しつつ、引き続き確かな形として町の未来を創り上げる過程において、子供からお年寄りまで全ての町民が誇りと愛着を深めることのできるまちづくりに向け、優先すべき課題や住民ニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努め、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的連携の推進

広域的な連携につましましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため広い観点で検討が求められ、全国的な人口減少社会を踏まえ、滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏の連携による医療、福祉、教育などの生活機能の確保と圏域全体の活性化を図ってまいります。

また、行政各般にわたり、多種多様な観点により効率的な事務事業の推進のため、さらなる広域連携、広域行政の推進に努めてまいります。

以上、平成30年第2回定例会にあたり私の所信

を申し述べましたが、地域経済は大きな課題を抱え改革と選択の時期にあり、今まで以上に機敏で柔軟な対応が迫られます。

このような時であるこそから、町民の皆さんの声を聞き、将来に向け最良の選択をしていく姿勢が求められるもので、常に創意工夫と新たな発想のもと、知恵と勇気を持ってまちづくりを進め、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し、職員と一丸となり全力で取り組まなければなりません。

第7期上砂川町総合計画の将来像であります「ゆめと希望に満ちた輝く未来の創生」を実現するため、多くの経験と知恵をいかんなく発揮し、議員各位並びに町民の皆様、そして行政がさらなる連携のもと、未来ある明るい上砂川町の創生に向け、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様の町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行にあたっての方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町政執行方針の説明を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第12、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成30年第2回定例町議会の開会に当たり、平成30年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員

各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、平成29年度の全国学力調査において、中学校数学Aで前年度を10ポイント以上上回り、また、小学校の国語Bにおいても全国平均を上回るなど、これまでの学力向上に向けた取り組みの効果が表れつつあります。しかしながら全道平均を下回っている教科もあることから学力調査結果を分析・検証し、少人数だからこそできる個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導に努めてまいります。

学力向上対策として行っている公設学習塾の利用促進を図り、さらなる基礎学力の向上と定着を図るとともに、対象学年や教科の拡充を検討してまいります。

また、現在取り組んでおります朝読や漢字の書き取りを行う朝学習、小学校での夏休み合宿ゼミや、中学校における英語・数学検定も引き続き実施し、基礎学力の定着と向上を図ってまいります。

なお、小学校で実施している漢字検定についても国語力向上に有効なことから、中学校での実施について現在実施している各種検定とあわせて学力向上に資するよう種類のあり方を「学力向上検討委員会」にて検討してまいります。

また、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継

続してまいります。

さらに、放課後子ども教室の継続のほか、加配教員を活用し、複数の教員による授業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、学校全体の学力の底上げを図ってまいります。

家庭学習の推進につきましては、就学時健診時に保護者に対し、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」を本年度も実施するとともに、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを実施し、生活習慣の改善に努めます。家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを児童生徒に持たせ、学校だよりなどを入れ保護者に渡すことにより、啓発を行うとともに、毎日宿題を出すなど学校と連携し、家庭学習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

平成29年度全国体力・運動能力等調査において、小学生は柔軟性、中学生は柔軟性と瞬発力で全国平均を上回りましたが、反面小中学生ともに持久力に課題があることから、今後はすぐれた能力を伸ばしつつ、課題となった部分については、規則正しい生活や日常においてもスポーツや体を動かすことを啓発しながら改善を図り、子供たちの体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、学力の向上には教職員の専門性や指導力を高める必要があることから、各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組み強化を図ってまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を継続し町民に開放するとともに、国から学校運営協議会の設置が努力目標として義務づけられたことから、平成31年度のコミュニティースクールの開設に向け準備を進めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、将来社会に

貢献する有為な人材を育成することを目的に、「頑張った児童・生徒顕彰」制度により表彰し、児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校においては英語教育が平成32年度（2020年度）より正式な科目となることから、本年度から授業を前倒しにて実施し、指導方法等の課題を整理し、解決方法を検討するなど円滑な指導体制への移行を促すとともに、その他の学年や保育園児にあっても、英語に慣れ親しむための授業を継続してまいります。

小中学校のICT化につきましては、昨年度導入したタブレットの積極的な活用を働きかけるとともに、情報化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

フッ化物洗口事業につきましては、虫歯の予防に効果があることから、小学校において引き続き実施し、児童の虫歯予防に努めてまいります。

学校給食につきましては、保護者の負担軽減を図るため給食費半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続してまいります。

準要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学学用品費について、国の要保護世帯に対する要綱改正に準じて入学前年度に支出が可能となるよう要綱の見直しを図ってまいります。

高校生がいる家庭への支援につきましては、本年度も保護者の負担軽減を図るため「高校等就学費等助成事業」を継続してまいります。また、大学等に進学する際費用の一助として利用されている奨学資金貸付制度について、昨年度貸付額の増額など、制度を見直しましたので、今後も周知に努め大学などへ進学を希望される学生や家庭を支援してまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度は福井市鶉地区の小学校5年生6名が本町を訪問し、中央小の児童や地域の方との交流を行いましたので、本年度は、中央小

の児童を派遣し、鶉地区との交流を図ってまいります。

また、中学校につきましても修学旅行の訪問先を、福井市鶉地区としておりますので、保護者が負担する旅費の一部助成を継続してまいります。

炭鉱館につきましては、臨時職員などを配置し、従来同様夏季期間の土・日等の開館を行ってまいります。

特別支援教育につきましては、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している保護者に対し、通学費助成を継続し保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

小学校と保育園交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、参観日を活用した保護者懇談などを開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、道教委のスクールカウンセラーの活用を継続し、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境につきましては、中央小学校において

2カ年にわたる大規模改修工事が終了したことから、快適な学習環境の維持に努めてまいります。

そのほか教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛金などの全額公費負担を継続するとともに、新たに小中学校のアルバム購入費の一部助成するなど、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、今後もより多くの町民ボランティアが学校に通う子供たちのために様々な支援を行うことができる体制の整備に努めてまいります。

読書活動については、「こどもの読書活動推進計画」に基づき、学力や感性を醸成する礎となる本の楽しさをより多くの子供たちに広めるため、「絵本DEココロ」を通して絵本の楽しさを伝えるなど読み聞かせ事業を充実させてまいります。

また、昨年度に作成した子供の発達段階に合わせた絵本の選び方ガイドを、出生届の際に配付し乳幼児期からの読書活動の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

各町の遊園地につきましては、整備計画に基づき、本年度も該当地区と協議を行いながら整備を進めてまいります。

社会教育につきましては、第6次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えつつ、小学生対象の「夏休み短期子供水泳教室」や、「初心者のための手話講座」と成人向けワークショップ「珈琲を楽しもう」を新たに実施、高齢者の学習につきましては、昨年度から実施しております「いきいき大学」を今

年度も多種多様な内容で開催するなど、各世代の学習機会の充実を図ってまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、町民を対象とした「芸術鑑賞事業」を今年度も実施してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能である「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者の育成に支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに、小学生を対象とした「スーパードッジボール大会」につきましては、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。

(4) 施設の整備

鶉プールの上屋シートが設置後8年を経過し、劣化が著しいことから2カ年をかけて全てのシートを更新してまいります。

また、体育センターのシーリングライト等吊物設備及びそれらをつるすワイヤーについて、開設以来交換を行っていないため、事故等未然防止のため、設備の撤去を含め、改修を行ってまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育行政執行方針の説明を終わります。

◎議案第17号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,060万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月4日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金43万2,000円の追加で、2億4,131万7,000円となります。

2 項国庫補助金43万2,000円の追加で、9,176万6,000円となります。

17款繰入金3,440万円の追加で、1億6,000万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入1万3,000円の追加で、8,323万8,00

0円となります。

5 項雑入 1 万3,000円の追加で、7,260万1,000円となります。

19款町債4,460万円の追加で、8億870万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金4,965万5,000円の追加で、4,965万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億2,910万円の追加で、34億7,060万円となります。

2、歳出、2 款総務費4,147万1,000円の追加で、2億8,349万円となります。

1 項総務管理費4,147万1,000円の追加で、2億5,433万4,000円となります。

3 款民生費206万4,000円の追加で、12億7,539万8,000円となります。

1 項社会福祉費206万4,000円の追加で、6億3,434万2,000円となります。

4 款衛生費838万5,000円の追加で、2億5,374万3,000円となります。

1 項保健衛生費838万5,000円の追加で、1億4,635万2,000円となります。

8 款土木費7,310万円の追加で、4億331万2,000円となります。

1 項土木管理費1,930万円の追加で、1億2,458万5,000円となります。

2 項道路橋りょう費3,480万円の追加で、1億4,417万1,000円となります。

3 項住宅費1,900万円の追加で、1億3,455万6,000円となります。

10款教育費408万円の追加で、1億1,226万9,000円となります。

1 項教育費総務費15万円の追加で、1,469万8,000円となります。

2 項小学校費5万円の追加で、2,961万7,000円となります。

3 項中学校費368万6,000円の追加で、4,207万5,

000円となります。

4 項社会教育費6万円の追加で、859万4,000円となります。

5 項保健体育費13万4,000円の追加で、1,728万5,000円となります。

歳出合計が1億2,910万円の追加で、34億7,060万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、町道鶉北線路盤改良舗装事業2,330万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

鶉改良住宅屋根外壁塗装事業、1,480万円、同上、同上、同上。

2、変更、起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、補正前限度額5,030万円、補正後限度額5,680万円。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、当初の骨格予算編成を受けまして、第19期町政にかかわる政策的経費を中心に補正するものであります。

3、歳出、2 款1 項5 目財産管理費4,090万円の追加で、1億1,733万1,000円となります。15節工事請負費は、下鶉地区分譲用地の5区画分の用地造成費及び道路新設工事として3,440万円、本町地区の旧翼コーポレーションが使用していた町有施設が大雪により倒壊したことから、除却費として650万円計上するものであります。

6 目企画費28万4,000円の追加で、211万3,000円となります。土砂災害指定区域の指定に基づき、ハザードマップ、防災ガイドブックの更新を行うものであります。

8目交通安全対策費20万円の追加で、625万8,000円となります。資料ナンバー3をご参照願います。上砂川町高齢者運転免許証自主返納支援事業の概要であります。目的は運転に不安のある高齢者にタクシー利用助成券を交付することにより運転免許証の自主返納を支援し、高齢者の運転による交通事故を減少させるもので、対象者は申請時及び交付時に本町の住民基本台帳に登録されている65歳以上の在宅の者で、平成30年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方、支援の内容は5万円分のハイヤー利用助成券を1人に1回限り交付するもので、利用助成券の有効期限は交付決定日から3年間としております。申請は、公安委員会が交付する申請による運転免許の取り消し通知書を添えて申請するもので、申請期限は取り消し通知書記載の取り消し日から1年以内、事業開始日は平成30年7月1日としております。予算書にお戻り願います。8節報償費にタクシー利用料として20万円を計上するものであります。

11目地域振興費8万7,000円の追加で、1,514万4,000円となります。新たな交通体系を検討するため、地域公共交通会議設置に係る会議5回分の報酬、費用弁償を計上するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費86万4,000円の追加で、3億4,950万9,000円となります。障害サービス費報酬改定等の変更に伴う障害者支援給付システムの改修経費の計上であります。

3目社会福祉施設費120万円の追加で、808万8,000円となります。緑が丘集会所が大雪に伴い軒先が破損したことによる修繕費の計上であります。

4款1項1目保健衛生総務費790万円追加で、1億2,574万4,000円となります。水道事業会計に繰り出しするものであります。

2目予防費48万5,000円の追加で、1,199万6,000円となります。資料ナンバー4と5をご参照願います。初めに、資料ナンバー4でございますが、各種がん検診等の自己負担額の軽減についてであ

ります。目的は、課税世帯の自己負担を軽減し、受診率の向上を図り、早期発見と早期治療により健康維持を図るもので、開始時期は平成30年度の各種がん検診から適用することとし、課税世帯の自己負担額についてはこれまで検診ごとに自己負担額を決定しておりましたが、今後は自己負担額を全ての検診を500円とするもので、オプション検診につきましても一律1,000円とすることで受診率の向上を図り、早期発見、早期治療に努めるものであります。

次に、資料ナンバー5をご参照願います。子どもの生活習慣病予防健診事業の概要であります。目的は、子供の生活習慣病予防健診を実施し、自覚症状のない生活習慣病を予防し、生涯にわたる健康づくりを推進するもので、対象者は町内に住所のある小学校5年生から中学3年生までの希望者で、事業内容は健診項目につきましては国保特定健診項目に準じて実施するもので、健診料金は無料、健診期間は8月23日から26日の4日間、健診後は本人及び保護者に対し、保健師、栄養士による結果説明と保健、栄養指導を行うものであります。予算書にお戻り願います。13節委託料に各種検診自己負担額見直しに伴い36万6,000円、子どもの生活習慣病予防健診事業費として11万9,000円を追加するものであります。

8款1項1目土木総務費1,930万円の追加で、1億2,458万5,000円となります。下水道事業会計に繰り出しするものであります。

2項1目道路維持費3,480万円の追加で、1億4,417万1,000円となります。資料ナンバー6をご参照願います。資料の右上の町道鶉北線路盤改良舗装工事、131メートルの工事2,460万円、町道下鶉南2条2号線雨水排水整備工事550万円、町道鶉下鶉線雨水排水整備工事224万円、その他各所側溝布設がえ工事として246万円を計上したところであります。

予算書にお戻り願います。3項1目住宅管理費1,900万円の追加で、4,326万6,000円となります。

資料ナンバー7をご参照願います。本年度におきましても昭和52年鶉改良住宅屋根外壁塗装工事として、本年度4棟20戸1,560万円、その他大雪による修繕料として340万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。10款教育費、1項2目事務局費15万円の追加で、1,348万円となります。教育長行政報告でも申し上げましたが、福井市との交流事業について当初6名で予算しておりましたが、8名になったことによる旅費等の追加経費の計上でございます。

2項2目教育振興費5万円の追加で、772万5,000円となります。児童生徒数の減少によりアルバムの単価が上昇傾向にあることから、保護者負担を軽減するためアルバム1冊につき1万円を超えた金額を5,000円を上限として助成するものであります。

3項1目学校管理費366万4,000円の追加で、3,314万円となります。11節需用費の消耗品費3万2,000円と18節備品購入費25万2,000円の計上は、教育長行政報告でも申し上げました新しい外国人講師の住宅に係る備消耗品の計上で、11節需用費、修繕料は中学校体育館の屋根部分に雪庇が落雪し、屋根の一部が破損したことから、修繕費として338万円を計上するものであります。

2目教育振興費2万2,000円の追加で、893万5,000円となります。中学校の卒業アルバムの助成金の計上であります。

4項1目社会教育総務費6万円の追加で、209万2,000円となります。資料ナンバー8をご参照願います。成人向けワークショップ珈琲を楽しもうであります。日時は、7月から9月まで月1回の3回、木曜日の午後6時から午後8時まで、場所はふらっとで、講師は本町在住で砂川市でカフェメデルを営んでいる佐々木智世佳氏と柴田裕章氏で、対象は成人、定員は各回9人、参加料は各回500円、内容は記載のとおりとなっております。

予算書にお戻り願います。5項1目保健体育総務費13万4,000円の追加で、300万円となります。資料ナンバー9をご参照願います。小学生の体力向上の一環として、基礎的な泳力を身につけさせ、本町の児童の課題である持久力の増進につなげるもので、日程は8月6日から9日までの4日間、午後1時から2時までの1時間、対象は小学校1年生から6年生で定員は35名、講師は滝水泳協会で、内容は各級とも達成目標を掲げ、実施するものであります。予算書にお戻り願います。8節報償費6万9,000円の計上はスポーツ教室用謝金の計上で、12節役務費6万5,000円の計上は傷害保険料の計上であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項2目民生費補助金43万2,000円の追加で、1,634万5,000円となります。歳出分の国庫負担2分の1を計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金3,440万円の追加で、1億6,000万円となります。地域振興基金から3,440万円繰り入れし、下鶉分譲団地造成事業に充当するものであります。

18款5項5目雑入1万3,000円の追加で、7,259万7,000円となります。成人向けワークショップの参加料の計上であります。

19款1項1目総務債650万円の追加で、1億7,360万円となります。旧翼コーポレーション除却事業に係る起債の計上であります。

3目土木債3,810万円の追加で、9,600万円となります。1節道路橋りょう債は、町道鶉北線路盤改良舗装事業に係る起債の計上であります。2節公営住宅債1,480万円の計上は、鶉改良住宅屋根外壁塗装事業に係る起債の計上であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,965万5,000円の追加で、4,965万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容

の説明を終わります。

◎議案第18号

○議長（大内兆春） 日程第14、議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,481万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月4日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金1,930万円の追加で、1億1,417万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が1,930万円の追加で、1億6,481万6,000円となります。

2、歳出、1款下水道費1,930万円の追加で、6,

566万8,000円となります。

1項下水道整備費1,930万円の追加で、5,697万7,000円となります。

歳出合計が1,930万円の追加で、1億6,481万6,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出であります。3、歳出、1款1項2目下水道建設費1,930万円の追加は、下轄分譲団下水道管渠153メートル布設がえ工事として追加するものであります。

歳入に参ります。4ページであります。2、歳入、4款1項1目一般会計繰入金1,930万円の追加で、1億1,417万7,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第19号

○議長（大内兆春） 日程第15、議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億1,067万9,000円、補正予算額790万円、計1億1,857万9,000円。

第4項他会計補助金、136万3,000円、790万円、926万3,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億6,172万7,000円、補正予算額790万円、計1億6,962万7,000円。

第2項建設改良費、5,070万円、790万円、5,860万円。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「136万3,000円」を「926万3,000円」に改める。

平成30年6月4日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

2ページであります。平成30年度水道事業会計予算実施補正計画書。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入790万円の追加で、1億1,857万9,000円となります。

4項他会計補助金790万円の追加で、926万3,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出790万円の追加で、1億6,962万7,000円となります。

2項建設改良費790万円の追加で、5,860万円となります。

2目配水管整備事業費790万円の追加で、790万円となります。

事項別明細書3ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、2目配水

管整備事業費790万円の追加は、下鶉分譲団地配水管155.2メートル布設工事として計上するものであります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金790万円の追加で、926万3,000円となります。一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長(大内兆春) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のためあす5日と6日は休会にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 異議なしと認めます。

したがって、5日と6日は休会することに決定いたしました。

なお、あす5日については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、7日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長(大内兆春) 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 3 0 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 7 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 4 1 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
- 第 4 議案第 1 6 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 1 6 号～第 1 9 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 1 号 議員派遣承認について
- （追加日程）
- 第 1 0 発議第 1 号 特別委員会の設置について
- 第 1 1 意見書案第 1 号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書
- 第 1 2 意見書案第 2 号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 3 号 2 0 1 9 年度地方財政の充実・強化を求める意見書

○会議録署名議員

4 番	吉	川	洋
5 番	数	馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

○会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 初めに、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 第2回定例会において、町政執行方針に関する質疑をしたいと思います。

第1、健康でいきいきと暮らせるまちの2、地域共生社会づくりの推進の介護用品支給事業について質問させていただきます。執行方針において高齢者や障がい者等を包括的に支える地域共生社会を構築し、安全で安心して暮らせる在宅福祉サービスを拡充するとあります。

そこで、在宅要介護支援の状況ですが、町民の中には親御さんの介護のために、仕事をやめて介護をせざるを得ない方もおり、大変ご苦労している方もいらっしゃると思います。少しでも在宅介護の経済的負担を軽減すべきと思うところでもあります。

そのような中、町は在宅介護の支援を昨年介護度3以上、課税対象にもその支援を広げたことは、一定の評価をしております。しかしながら、実際に在宅介護をするということは、我々には想像がつかないご苦労があると思われま

す。そこで、現在の支援は、一月一律に3,000円の介護用品交換支援券を支給しておりますが、介護度の違いによりその負担には違いがあるものと思われま

す。以上であります。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、吉川議員のご質問、第1、健康でいきいきと暮らせるまち、2、地域共生社会づくりの推進、介護用品支給事業につい

てお答えいたします。

介護用品支給事業につきましては、平成27年第3回定例会及び平成29年第1回定例会の質疑の中でご説明をしておりますが、平成25年度より町単独の在宅介護支援事業として、平成29年度からは対象者を介護家族からひとり暮らしの高齢者本人、介護度も要介護3以上に拡充、あわせて所得制限も撤廃したところであります。

本事業は、要介護認定を受けているが、介護施設によらず在宅介護で介護サービスの対象とならないおむつ等の介護用品の購入に当たり、議員のご質問でも触れておりますが、経済的負担を軽減することを目的としているものであります。

介護度により支援金を増額すべきのご質問であります。介護サービスを受けた場合には介護度により介護報酬が異なるため、一般的には介護度が高いほど負担が大きくなると言われておりますが、介護保険制度の改正により所得によって1割負担か2割負担となっており、必ずしも介護度が高いからといって負担が大きいはなっていない状況もあります。

本事業は、前段申し上げましたが、在宅により介護サービスの対象とならない介護用品を対象としていることから、介護度によらず一律の支給としているところであり、事業の見直しにつきましては、現在国において2025年問題も控え、社会保障費の増嵩を抑制するため、在宅医療及び在宅介護のあり方などについて現在検討が進められていることから、その結果によっては本事業の改廃も含め検討しなければならないことも想定されるところであります。

いずれにいたしましても、平成29年第1回定例会での質疑の答弁の繰り返しとなりますが、消費税率の改定時には見直しをすることとしておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番(吉川 洋) ありません。ありがとうございました。

○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長(大内兆春) 次に、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番(小澤一文) では、町政執行方針に対し、質問いたします。

まず、第3、安全で生活環境が整ったまち、2項、安心安全に暮らせる町づくりの推進について伺います。

近年は、地震、豪雨、水害、土砂災害などの災害が多く発生をし、全国各地に甚大な被害をもたらしています。本町では、今年の台風18号により複数の施設の倒壊や倒木などの被害を受けました。本町には、災害危険区域が全町にわたり多く点在しています。地域防災計画に基づき、防災力を高めながら、災害に強い町づくりをしなければなりません。そして、何よりも災害から町民の生命と生活を守ることが行政の最優先課題であります。特に子供たちや高齢者、障がい者、また妊産婦などの災害弱者に対する支援の充実を初め、誰もが安心して生活できる環境を実現することが求められます。さらに、こうして毎年のように繰り返される災害に対し、きめ細かな切れ目のない防災減災対策に取り組むことが重要であります。大切なことは、この対策にはこれでいい、これで十分ということはないということです。私たちは、常に危機管理の向上に努めることが極めて重要なことであると認識し、取り組まなければなりません。

さて、本年2月2日の一般紙に空知で大規模地震が起きた際に想定される被害状況を道がまとめたという内容の記事が掲載されました。新聞報道では、冬の早朝に沼田町から砂川市周辺に係る断層帯を震源としたマグニチュード6.9、震度7の

地震が発生した場合、空知では死者366人、重軽傷者768人、建物の全壊8,371棟、避難者は3万7,930人と予測したというものであります。この新聞報道を見た多くの町民は、万が一この大規模地震が発生すれば、本町も大きな被害を受けるのではないかと不安になられた方は多かったのではないのでしょうか。事実本町の住宅事情は、新耐震基準に満たない古い住宅が多く存在し、また急傾斜地崩壊危険区域などの災害危険区域が多く点在していることなどを見れば、大規模地震による被害が甚大となる可能性があります。その上で、将来を見据えた予防対策を講じ、より安全な町づくりを目指さなければなりません。

では初めに、本町では前段の道が示したような大規模地震による被害の規模を想定しておられるのかお尋ねします。

また、町政執行方針にあるように防災力を高めるには、まず防災に対する町民の意識の変革が必要不可欠であると考えますが、今後防災教育など具体的にどのように取り組まれようとしているのかあわせてお尋ねします。

さらに、冬季で大規模地震が発生した場合、落雪による被害や積雪による住宅の倒壊などで大きな被害を引き起こすことが懸念されます。特に空き家が起因となる被害の発生には注視する必要があります。現在新たな管理不全の空き家が発生しないよう条例に基づき空き家の実態調査を厳格に行い、厳しく管理しておられるものと考えます。しかし、今や現存する所有者不明や相続人がいないなどの空き家の存在は、町民と地域の安全、さらには町民の生命や財産をも脅かすものになっていると言っても過言ではありません。そして、冒頭述べたように何よりも災害から町民の生命と生活を守ることが行政の最優先課題であるならば、今後こうした空き家を出さない、出させないはもちろん、現存する物件に対してのより具体的な対策が求められているのではないのでしょうか。このような声に対し、どうお考えになられているのか

お尋ねします。

次に、福祉灯油助成事業の運用についてお伺いします。

本事業は、高齢、身障世帯などの低所得世帯を対象に、冬季の生活を支援するため灯油購入費の一部を助成する事業であります。本事業執行の条件として、本町における灯油の一般小売価格が1リットル当たり消費税別90円以上になった場合となっております。そこで、さきの冬季における本町での暖房用灯油の一般小売価格を見ますと、灯油需要期の平成29年11月では消費税別で1リットル74円、同年12月、78円、平成30年1月では82円、同年2月、85円、同年3月では85円と小売価格は高い水準で推移してきました。小売価格が90円以上には届いていませんが、昨年と比較しますと約12%以上の上昇となっております。原油価格の上昇や円安の影響となりますが、低所得世帯においては、経済的な負担がふえたことにより生活が大変との声を多く聞きました。値段が高いけれども、灯油をたかないわけにはいかない、火を小さくして使っているなどのとても切実な声です。

また、昨年末から本年にかけて、食料品などの値上げが相次いでいることも経済的な負担増の大きな要因となっております。ツナ缶、食用油、のり、米、小麦粉、かつおぶし、乳製品などや生活必需品関連の値上げが続き、さらには本年2月にはプロパンガスの料金も値上げとなっております。現実的にこのような経済状況の中での生活は、灯油価格が90円以上となった生活状況と同等の経済的な負担を強いられていたのではないのでしょうか。私は、この受けた負担を少しでも和らげるべき対応をすべきだったのではないかと強く感じています。ひいては今後の福祉灯油助成事業の運用については、灯油の一般小売価格90円以上という基本は守るとしながらも、一般小売価格が90円に近い高水準にあったときにはその時点での経済状況をも十二分に考慮した上、柔軟に対応すべきであると考えますが、この福祉灯油助成事業の運用につ

いての所見を求めて、私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 1番、小澤議員のご質問にお答えします。

初めに、1件目のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、2、安全安心に暮らせる町づくりの推進、防災減災対策についてであります。大規模な地震へ備えに関しましては、議員のご質問で述べておりますが、空知管内では沼田町から砂川市にわたり約38キロの断層帯が確認されており、過去の大きな活動の記録は残存していないものの、長期的な展望予測として断層全体が活動した際は、マグニチュード7クラスの地震規模が想定され、本年2月に北海道防災会議地震専門委員会による被害想定が報道されたところであります。

ご質問の本町での地震被害の想定であります。町単独においては、専門の人材がいないことなどから道のような想定は行ってはおりませんが、大規模災害全般において町の人口の約1割に当たる350人を被災人口に想定し、これまで避難所において最低3日間の避難生活ができるような備蓄品を整備しております。また、ご承知のとおり、指定避難所となる各公共施設においても順次耐震化を行うなど、震災も含めた自然災害へ対応すべく進めているところであります。

また、災害から身を守るためには、災害発生時の自助、公助、共助を日ごろから住民一人一人が意識することが重要でありますことから、まずは自分の身を守ることが最優先と考えるとともに、特に高齢者が多い本町にあっては、地域の支え合いも不可欠であることから、各町自治会、関係団体の協力のもと平成27年度は中央地区で、28年度には鶉本町地区でそれぞれ住民参加型の防災訓練を実施、昨年度は町社会福祉大会にあわせ北海道危機対策課の防災専門職員を講師に招き、町民約

120人に対し、災害時の身の守り方などを演題に防災講演会を開催するなど、防災意識の高揚に取り組んでおります。

また、昨年度道において本町の土砂災害警戒区域の指定を終えたことから、本年度ハザードマップの更新を行い、全戸配布をすることとしており、今後においてもさまざまな形で住民への防災啓発、意識の高揚を図ってまいります。

次に、空き家が起因となる被害の発生に対する現存する物件に対する具体的な対策についてであります。本町の空き家対策につきましては、平成24年に空き家等の適正管理に関する条例を制定し、空き家等の所有者の責務を明確にするとともに、管理不全な状態となった空き家については、所有者に対し適正な管理を行うよう指導、勧告を行っております。

一方、所有者不明、もしくは相続人がいない空き家につきましては、町においてパトロールを行い、危険建物については未然に被害防止に努めるなど、飛散防止や隣家への被害防止の対策を講じているところであります。

このような中、国においては、全国的な問題となっている空き家対策に対応するため、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、倒壊のおそれが高い住宅や衛生上有害となるおそれのある住宅について特定空き家として認定することで、所有者がいる場合においても立入調査や撤去、改善勧告、命令ができ、従わない場合には固定資産税の優遇措置の解除や行政代執行も可能とし、さらに対策が円滑に実施されるために対策に対する補助や交付税制度の拡充も措置されております。

特定空き家としての認定は、町の認定基準を策定し、さらに空き家等対策計画を策定する必要があることから、執行方針でも述べましたが、今年度中にこの計画を策定し、空き家対策を総合的かつ計画的に推進し、町民及び地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図ってまいりたいと考え

ております。

しかしながら、空き家対策は、本来所有者が責務として行うのが原則であります。引き続き所有者を特定し、適正な処置をするよう指導に努めてまいります。

次に、2件目のご質問、福祉灯油助成事業の運用であります。福祉灯油助成事業は、従前灯油価格が高騰した際、単年度ごとに助成事業の実施の有無を検討し、実施する場合は都度補正予算を計上しておりましたが、助成事業実施の明確な基準がなかったことから平成26年度に実施要綱を定め、12月1日現在の灯油価格が90円以上となった場合に実施できるよう制度化いたしました。平成27年度以降は灯油価格が下落したため、実施には至っておりません。

灯油価格は、議員のご質問にもありますとおり、昨年12月1日時点で町の契約価格で77円と基準価格との乖離があり、実施いたしませんでしたが、本年度に入り急激に価格が高騰し、本年4月1日現在の価格は84円となっております。

福祉灯油助成事業の柔軟な対応とのご質問ですが、灯油価格は外的要因により大きく乱高下する可能性があり、柔軟な対応をするにしても一定の条件を付する必要があります。

このことから、町政執行方針別冊の2ページに記載のとおり、他の類似制度との統廃合を行い、灯油に限定しない町内で使用できる商品券の交付に変更し、事業名も高齢者等冬の生活支援事業として今年度から実施すべく現在検討を進めているところであります。成案がまとまりましたら、第3回定例会にて関係予算を計上することとしておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次に、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 私は、平成30年第2回定例会に当たり、町政執行方針、第3、安全で生活環境が整ったまち、10ページの3、優しい環境づくりの推進の中で資源ごみの分別方法についてお尋ねいたします。

本町におきましては、分別収集制度が始まって以来、資源ごみのうち新聞紙とチラシ、そして缶類についてはアルミとスチールはそれぞれ別々に分類し、また瓶類についても色別に分類することとして町から指示されてきましたが、何年前からか定かではありませんが、業者が回収する段階で新聞紙とチラシ、また缶類についてもアルミとスチールを区別せず、一まとめにして収集していくとの地域の方々の報告があることから、この点についてこれまでも町の担当者に何度か確認いたしました。明確な回答が得られなかったことから、今回質問をさせていただきました。

分類する必要がなくなったのであれば、それだけ地域の皆さんの作業が軽減されますので、町としての明確な見解をお伺いしたいと思います。特に冬期間に向かっては、作業が大変になりますことから、前向きなご答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、数馬議員のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、3、優しい環境づくりの推進、資源ごみの分別方法についてお答えいたします。

初めに、本町における分別収集の経過ではありますが、平成10年4月から容器包装リサイクル法に基づき、アルミ缶、スチール缶、無色瓶、茶色瓶、その他の瓶で分別収集を開始、平成11年6月から

は分別品目にペットボトル、段ボール、新聞、雑誌、チラシ、紙製容器を追加、さらに平成26年4月には雑紙の取り扱いの変更及び小型家電項目を追加し、平成28年9月からはスプレー缶の取り扱いの変更を行い、現在に至っております。これらにつきましては、各町衛生協力会のご協力と町民のリサイクル意識の高さにより、本町では適正に資源ごみの分別収集が実施されていると感じているところであります。

収集業者が町の区分での収集を行っていないとのご質問ですが、収集業者では収集時に資源ごみをまとめて運搬しているものの、社内の保管場所においては、町の指定により区分して保管している、少量の混在には対応できるが、無分別の資源ごみの収集は現状では対応が難しいとのことでございます。しかしながら、高齢化の進展により分別やごみ出しが負担となっている方がふえていることも事実であり、町といたしましては資源の再利用、再活用を考える上で資源ごみの分別は細分化が望ましいとは考えておりますが、負担軽減を考慮し、収集業者と協議の上、法的に可能な範囲で分別の変更について検討したいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越前 等 議員

○議長（大内兆春） 次に、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 通告書に基づき、町政執行方針に対する質問をいたします。

4月の町長選挙において当選され、おめでとうございます。新たな町政へ向けて出発であります。

第1、健康でいきいきと暮らせるまち、1、安

心して子供を産み育てる環境づくりの推進について。町長は、第7期上砂川町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、いろいろな子育て世代への経済的負担軽減対策をしてきました。引き続き町民の暮らし第一で、町政のかじ取りに当たっていただきたいと思えます。

さて、平成30年度の執行方針では、それらを継続していくと述べられていますが、人口減少対策が最重要課題という現状は変わらず続いており、さらなる拡充も待たなしの状況だと私は思えます。

そこで、1点目として、当町の子育て世代の転出入の動向はどうなっているのか。そして、不妊治療費助成事業、妊婦一般健康診査、超音波検査助成事業、保育料の町独自の負担軽減、高校生以下の医療費無料化などの効果検証はどうなっているのかをお伺いいたします。

2点目は、認定こども園が来年開園の予定ですが、児童館機能の充実と述べられていますが、具体的にどうということか。延長保育とは違って対象年齢が広がるということかをお伺いいたします。

第3に、生涯にわたる健康づくりの推進について。各種検診の受診を促すため検診自己負担の軽減を図り、早期発見、早期予防に努めることが述べられています。具体的に特定健診の無料化、各種がん検診のさらなる負担軽減を意味するのかをお伺いいたします。

第3、安全で生活環境が整ったまち、快適で住みよい環境づくりの推進について。平成28年度、29年度の執行方針では、路線バスの減便が予想されることから、町内循環多目的バスについて言及がありました。議会においてもその都度議論されてきたわけですが、平成30年度の方針では地域公共交通会議を設置し、町内交通体制の構築に努めていくと述べられています。循環バスについては言及がありませんでした。課題克服が困難なため、違う方向に転換するのだろうかという印象を受けます。循環バスは、可能性として残っているのか

お伺いいたします。直近までの協議内容とここで述べられている地域公共交通会議の設置により、どう変わっていくのかをお伺いいたします。

次に、郵便ポストについてであります。鶉5条線であります。この地域に住む町民は、セイコーマート横のポストに投函します。特に冬季は凍結した坂道を下り、投函しなければならず、大変不便な思いをしています。町として日本郵便にぜひ相談していただき、ポスト設置をお願いしていただきたいと思えます。

第4、魅力と活力あふれるまち、2、安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進について。この部分は、平成29年度とそれほど変わらない内容となっていました。私は、労働力確保、働く世代の呼び込みは、人口減少対策においても大変重要であると考えます。そこで、昨年同様シェアハウスを活用した就業体験により、首都圏や新規学卒者などの労働力確保にしっかり結びついているのかをお伺いします。また、今後の活用についてPR方法など新たな対策は議論されているのかをお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、越前議員のご質問にお答えします。

初めに、1件目のご質問の1点目、本町の子育て世代の転出入の動向であります。平成29年中の18歳以下の子供がいる世帯の転入が4世帯13人、転出が6世帯19人となっております。

次に、特定不妊治療費助成事業につきましては、平成29年度より道の助成額を控除した自己負担分を全額助成する事業として創設し、平成29年度は1件の問い合わせがありましたが、申請までには至っておりませんでした。

妊婦一般健康診査及び超音波検査費助成事業につきましても、平成29年度より妊婦健診に係る超音波検査の助成回数を6回から全ての14回に拡充

し、対象となる妊婦11人全てが受診をしているところであります。

保育料の町独自の負担軽減につきましても、入園に係る保育料を国の基準から30%減じるとともに、多子世帯軽減の年齢要件などを撤廃しており、平成29年度で約350万円の保育料が軽減されているところであります。

また、高校生以下の医療費無料化につきましては、平成29年度は対象155人で、337万円ほどを助成しております。

いずれの事業も安心して子供を産み育てる環境づくりに資する事業で、創設後1年目の事業もあり、議員が考えておられる効果検証とはどのようなものかわかりませんが、引き続きこれらの事業については実施していくこととしております。

2点目の児童館機能の充実につきましては、本年3月14日の全員協議会でご説明しておりますが、新しい児童館には図書室、遊戯室、創作活動室を配置し、利用する児童が思い思いの過ごし方ができるよう考えており、特に遊戯室につきましては、専用の遊戯室を確保することで一年を通して伸び伸びと過ごすことが可能となります。また、遊戯室の一部を可動間仕切りとすることで集会室として使用することもでき、習い事などの実施も検討しております。また、認定こども園と一体となることで職員の配置も充実することができ、子供たちが安心、安全に過ごせる体制の構築に資すると考えているところであります。

対象年齢の拡大とのご質問につきましては、児童館と保育園とは異なる施設でありますので、対象年齢は従前と同様でありますことをご答え申し上げます。

次に、2件目のご質問、生涯にわたる健康づくりの推進の検診自己負担の軽減等につきましては、本定例会の一般会計補正予算にて説明しておりますが、各種がん検診等の自己負担の検診料を1検診一律500円、オプション検診を1,000円とするものでございます。なお、国保及び後期高齢者

の特定健診につきましては、平成29年度より既に無料化となっております。

次に、3件目のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、1、快適で住みよい環境づくりの推進についてお答えいたします。地域公共交通につきましても、平成29年第3回定例会において数馬議員のご質問で既にお答えしておりますが、公共交通機関の空白地帯を補完するシステムで、乗り合いタクシーやコミュニティバスなど地域の実情に合わせた形態で各地で運行されており、運行に当たっては法令で定められた機関の代表者から組織する地域公共交通会議を設置し、公共交通の運行に当たっては、交通事業者間の合意を得なければなりません。循環バスもしくは乗り合いタクシーなどの運行は、この法定協議会で協議されるもので、交通事業者間の意向により運行形態等が決まるものであります。

2点目の郵便ポストの設置であります。ご質問のポストにつきましては、既に自治会連絡協議会の中で議題となり、日本郵便株式会社とポストの新設等について協議をしております。廃止するポストの移設は可能であるが、新設や現在設置されているポストの移設は困難であり、廃止するポストが発生した場合にポストの移設先について地域と協議の上、地権者の承諾を得て設置することとしておりますことを申し添えます。

次に、4件目、第4、魅力と活力があふれるまち、2、安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進についてであります。町内企業の雇用状況は、現在も求人を行っておりますが、企業が必要とする雇用確保が難しく、平成29年度と同様な状況であり、労働力確保に引き続き努めるものであることを冒頭申し上げます。

また、労働力の確保と同時に雇用者の町内移住定住も図るため、既に民間賃貸住宅の建設や家賃助成なども展開しているところであります。

シェアハウスの活用により労働力の確保に結びついているのかとのご質問でございますが、昨年

度シェアハウスの利用状況は、延べ人数で509人の利用があり、そのうち2名の方が町外より移住し、町内の企業に就職しております。今後の活用につきましては、空知管内の高校に対し、企業紹介のパンフレットの配付を行い、シェアハウスの利用も含めたPR、また空知総合振興局や定住自立圏で実施する地元就職応援フェア、地元企業合同説明会に参加することとしております。

労働力不足は本町に限らず、管内はもとより全国的な課題で、厳しさは増している状況にあります。今年度については、砂川高校、奈井江商業高校の就職希望者の生徒に対し、企業見学バスツアーを7月に予定しており、上砂川の就業・観光コミュニティによる大学、専門学校などに対しましても町内事業所の紹介など、今後においてもシェアハウスの活用を含めたPR活動を行い、労働力確保に努めてまいります。

さて、人口減少及び少子高齢化問題は、全国的な課題であります。とりわけ本町においてはその進展が著しく、トップランナーとなっております。これまでいろいろな機会を捉えお話をしておりますが、課題解決に向けての取り組みは待ったなしの状況であり、迅速な対応が求められております。このことは、議員のご質問の中でも触れられており、同じ危機感をお持ちであろうというふうに推測するところであります。

本町の最重要課題に対して、これまでいろいろな取り組みを進めておりますが、行政だけの思いではなし得ない課題でもあり、地方分権の趣旨であるみずから考え、みずから行動する。そして、地方創生においても行政、議会、住民が一体となり、地方創生を進める。さらに、国においては、やる気のある自治体には支援するとされております。執行方針において私は、山積する課題に真正面から向き合うと述べました。議員においても今後の町づくりを含め、課題解決に向け何か考えていることがあるのではないかと推察しているところであります。そのアイデアをぜひともご提言い

ただけるようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 初めに、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成30年第2回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

質問の1件目ですが、条文中の1、学校教育の推進の中にも触れておられますが、昨年新たに奨学資金貸付制度について拡充をしていただき、中学校卒業後の子供の支援については力を入れていただいているところです。また、保護者の負担軽減を図るため、高校等就学費等助成事業において今年度は275万円予算計上されていて、対象生徒1人当たり年間5万円支給されております。高校の就学費用については、大半が通学費であり、子を持つ家庭の負担も増加傾向にあります。

その要因として、上砂川中学校の卒業生の進路状況について10年前は8割の生徒が砂川の高校に通っていましたが、ここ数年は卒業生20名前後のうち、砂川市以外の高校に通う生徒が以前と比べ4割から5割と増加傾向になってきました。通

学費については、路線バス、JR運賃の値上げの徐々にふえ、特に砂川市外の高校へ遠距離通学している生徒の保護者からは、通学費の負担軽減についての要望がこれまでありました。

路線バスの月額定期券の料金を調べたところ、この上砂川町役場前を基準として、砂川高校までは9,360円、滝川駅までは1万9,920円となっております。また、砂川駅からJRに乗りかえる子もいますが、砂川市立病院、旧砂川ターミナルまでの通学定期券代は1万1,880円となっており、そこからJRの通学費の定期券の料金ですが、砂川駅から滝川駅までは学割で月額4,500円、また学区外の岩見沢市の高校まで通うとなりますと、月額9,500円になります。

空知管内の自治体においても遠距離通学費の助成事業を導入されているところがありますが、上砂川の子供たちにも同様の影響があり、路線バスやJRの運賃につきましては、今後も人口減による利用者の減少や路線の廃止等により運賃値上げが想定されております。高校の通学に関してはさまざま、砂川市に通うのであれば夏場は自転車通学している生徒もいますし、朝出勤前に親が学校や砂川駅まで自家用車で送迎するなどされているようですが、子を持つ若年層の家庭の町外への転出を防ぐ目的と定住移住対策も含め、高校等就学費等助成事業の拡充について今後検討の余地があるかお伺いいたします。

続きまして、質問の2件目ですが、平成27年に学校教育法の改正により、小中学校間の円滑な接続や相互の連携を促進させることで9年間の義務教育を見通した学習指導を行い、学力向上を目指すために、自治体の判断で小中連携、一貫教育の実践を経て義務教育学校を設置できるとのことですが、小学校と中学校の連携教育についてお伺いいたします。

以前から小中連携、一貫教育の取り組みにつきましては、北海道教育委員会も推進しており、既に実践が始まっている学校がこの空知管内にもあ

りますが、この事業の一番の目的は中1ギャップの解消だと言われているそうです。実際に自分も思い当たるところでは、小中の授業形態の違いや指導方法の違いにより、中学生になってからの1年間というのは、先生方も手とり足とりとはいかず、授業内容がふえ、スピードも上がるため学力も大きく下がる傾向にあると子供たちを見ながら感じております。本町は、他市町に先駆けて公設学習塾の設置等で独自の事業を取り入れ、全国学力調査においても成果は上がってきておりますが、小学校の学級担任制と中学校の教科担任制に切りかわるときに生じる大きなずれがあり、生徒への家庭学習への指導についての違いについては、学力向上検討委員会においても課題の一つになるのではないかと思います。今後の学習指導の取り組みについてお伺いいたします。

次に、道内の自治体において小中連携、一貫教育の推進は、生徒数が少ない小規模な学校において数年の実践経験を経て、義務教育学校の設置を目指すところもあるように見受けられます。最近知りましたが、歌志内市についても本年4月から小中一貫教育が始まり、保護者、地域住民との検討委員会を経て、平成33年4月開設を目指すとのことですが、背景には複式学級の発生が避けられないということや将来を見据えて校舎を1つにすることで、新たな教育課程の編成を目指すとのことでした。義務教育学校については、まだ事例が少ないので、メリット、デメリットがたくさんあるように感じておりますので、これからの動向を見守っていくとともに情報収集に努めていく必要があるように感じますが、上砂川においては既に小学校、中学校とも大規模改修も終了しておりますので、学校を1つにすることはないと認識しております。

平成28年に複式学級の問題について質問を行った際に、教育長答弁では5年間の幼児、児童の年度別の人数の動向が示され、平成33年度までは複式学級の心配はなく、たとえ生徒数減で教職員の

配置基準の人数が下回ったとしても町単費で教職員を配置し、きめ細かい指導をしていくと力強いお言葉をいただきました。いま一度平成33年度以降の幼児、児童の年度別人数の動向をお伺いし、小中連携教育についての町としての今後の見解についてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 8番、高橋議員の1件目のご質問、学校教育の推進の（1）、学習指導の充実、高校等就学費等助成事業の拡充についてお答えいたします。

高校等就学費等助成事業につきましては、平成27年度より高等学校に就学している全ての生徒の保護者に対し、通学定期代も含め学用品費等相当な経費を要することから、教育費の経済的負担軽減を図ることを目的に1学年から3学年までの3年間、就学に係る経費の一部助成をすることとし、年間5万円を保護者へ助成しております。

議員のご質問、保護者より通学費の負担軽減の要望があり、定住移住対策の観点も含め制度の拡充の検討についてであります。ただいま説明申し上げたとおり、この制度については厳しい財政状況の中、高校に通う全ての保護者を対象とする制度を構築したものであり、3年間で15万円支給しております。

したがいまして、公共交通機関を利用する生徒を持つ保護者にとって定期代の負担については切実なものと思うところですが、定期代を補填する制度であれば抜本的に見直す必要があり、就学費の助成制度でありますので、当面現制度を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目の質問、学校教育の推進の（1）、学習指導の充実、小学校と中学校の連携教育の今後の動向についてお答えいたします。1点目、小

中連携、一貫教育の取り組みが推進される中、中1ギャップ等課題解決に向けた今後の学習指導の取り組みにつきましては、平成28年4月より学校教育法の改正により学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、9年間の小中一貫教育を実施する学校として義務教育学校が創設され、また独立した小中学校がこれに準じた形で一貫した教育を施すことができる小中一貫型小中学校も制度化されたところであります。北海道においては、斜里町や中標津町において義務教育学校の導入や、管内においては沼田町においても小中一貫教育を開始したところ。議員ご指摘のとおり、小中一貫教育の大きな効果として、小学校から中学校に進学する際に生じる授業形態の変化や教科担任制による指導によりこれらの変化についていけず、不登校ぎみになるいわゆる中1ギャップの解消に効果があると言われております。

このような中、当町においては、全国学力テストの結果において厳しい状況が続いているため、平成28年度において小中学校の管理職が中心となり、児童生徒の学力状況の把握と向上のため、上砂川町学力向上検討委員会を設置したところです。主な取り組みとしては、小中学校共通の課題の把握とその対策について連携して取り組みを推進していくこととしており、具体的には中学校での学習に支障が出ないよう小学校時に基礎、基本をしっかりと身につけさせるよう授業中のルールの定着化を全教員で取り組み、家庭での学習時間の確保を保護者に呼びかけ、公設学習塾の利用促進を図っていくこととしております。

当町においては、特に中学校において学力が厳しい原因が中1ギャップに起因するものなのか分析はできておりませんが、今後も学力向上検討委員会を開催しながら、学力向上に向け、全国学力テスト時に同時に行う児童生徒の生活習慣の状況、家庭学習状況のアンケートも活用し、授業方法、家庭学習のあり方も検討していくことと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目、小学校入学予定者の年度別人員の動向と小中連携教育に対する今後の見解についてお答えします。

初めに、小学校入学予定者の動向について述べさせていただきます。現時点での数字であります。平成33年度以降の小学校入学予定者数は、平成33年度、17名、平成34年度、7名、平成35年度、8名、平成36年度、8名となっております。

複式学級の導入基準であります。小学校において1年生を含む場合は8名以下、1年生を含まない場合は連続する2学年の児童数が16名以下の場合、複式学級の適用となります。当町においては、先ほどご説明申し上げたとおり、このまま小学校入学予定者が推移した場合、平成36年度において2年生8名、3年生7名となることから、複式学級の適用の該当と想定されます。

平成28年第1回定例会において議員の質問に対し答弁させていただきましたとおり、対象人口の動向把握に努め、複式学級の導入にはメリット、デメリットがあるため、複式学級導入校の実情を参考に今後も研究を続けるとともに、児童数が導入基準となった場合、児童の学習に影響を与えないよう学校、PTAと十分に事前協議をしっかりと行い、町長部局とも協議を行い、町単費で教職員を配置することも検討してまいります。

また、小中連携教育につきましては、1点目の答弁でも触れさせていただきましたが、学力向上検討委員会での取り組みや小中学校教職員全員で構成される学校振興会の研究集会での各教員の研究発表、空知教育局の主催事業である授業改善等支援事業に参加し、他市町の学校教員との意見交換を行うなど既存の組織を活用し、連携協力しながら学力向上対策を行っているところでございます。

このような中で、本年度小学校から道徳が教科化され、さらには平成32年度から5、6年生においては英語が教科となるなど、新しい学習指導要領の施行で学習内容が大きく変わることから、当

面新しい指導要領への対応をしっかりとることとし、その中で学力向上検討委員会や平成31年度に導入を検討しているコミュニティスクールを活用しながら、小中学校における連携教育の強化や、さらには小中一貫教育について当町としての考え方や方向性を見出してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（大内兆春） 次に、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 教育行政執行方針に対して質問いたします。

私は、昨年6月第2回定例会において就学援助制度について質問いたしました。準要保護世帯に対して、入学準備に家計の負担が大きくなる3月に入学前支給の実施ができないかという質問でした。その後、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給は全国的に大きく広がり、実施、または実施予定とした市町村が大幅にふえ、小学校では40.6%、中学校においては49.1%の市町村の割合となりました。今後国も推進する方向と伺っています。また、管内においても同様に実施、または実施予定とした市町村は大幅にふえている状況となっております。こうした状況の中にあって、平成30年度町政執行方針には、本町においても入学前支給について検討していくとの方針が示されました。また、教育行政執行方針においても要綱の見直しを図るとされましたので、ぜひとも確実に実施できるよう改めて要望いたします。

次に、学校での心肺蘇生教育の推進に関して質問いたします。突然の心停止から救い得る命を救

うためには心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生していると聞いております。その中には平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のようにAEDが活用されず、救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当てを適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにすると明記されております。しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで、伺いますが、本町においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みを含めお尋ねし、私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員

の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 1番、小澤議員の1件目のご質問、準要保護世帯に対する新入学児童生徒学用品費等の入学前支給についてお答えいたします。

準要保護世帯に対する新入学児童生徒学用品費につきましても、平成29年第2回定例会で議員の就学援助制度についての質問に対し、入学前の支給についてはさまざまな課題があることから、課題の整理や近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたい旨の答弁をさせていただきましたが、現在中空知のほとんどの市町が入学前支給を行う、または行う予定としている状況も踏まえ、来年度入学予定の児童生徒がいる準要保護世帯に対する新入学学用品費の入学前年度における支給につきましては、早急に要綱を見直し、入学前年度となる平成30年度中に確実に支給できるよう準備を進めてまいりますことを申し上げます。

次に、2点目のご質問、学校での心肺蘇生教育の推進についてお答えいたします。自動体外式除細動器、AEDにつきましては、児童生徒の安全対策を講じるため、平成21年9月に小中学校に各1台を設置しております。AEDの操作は、普通救命講習を受講する必要がありますが、設置当初講習を受講していない管理職が講習を受けるなど、緊急事態に対応できるようにしております。

本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてですが、中学校においては平成27年度に消防署職員の指導のもと、当時の2年生を対象にダミー人形を使った胸骨圧迫やマウストゥマウスなどの心肺蘇生法やAEDの実際の使い方の講習会を実施しております。その後は、平成28年度においても当時の2年生と3年生が3時間の一般講習を受け、普通救命講習修了証の交付を受けております。平成29年度においては実施しておりませんが、今年度につきましても2年生を対象に実施を予定しております。

す。

小学校につきましては、体力などまだ未熟なことから胸骨圧迫ができないなどの問題やAEDの誤った使い方で2次被害を起こす危険性が中学生に比べ高いことから見合わせているところです。

また、教職員へのAED講習の実施状況ですが、既に講習を受けている教員もおりますが、講習を受講していない教員もおりますので、上砂川消防支署の協力を得て、AEDでの心肺蘇生講習会を都度実施してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次に、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 通告書に基づき、教育行政執行方針に対する質問をいたします。

最初に、小澤議員と一部重複する部分があります。その点については答弁同じかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

学校教育の推進、1、学習指導の充実について。町長は、執行方針で安倍政権が進めてきた景気回復の施策により改善は見られるものの、残念ながら誰もが実感できるまでの広がりとはなっていない。依然として厳しい状況が続いていると述べられました。私も同様に考えます。アベノミクスの景気回復は、いわゆる富裕層だけ、大都市だけのもので、格差と貧困は広がりを見せていると思います。特に北海道の中でも旧産炭地の空知管内は、大変厳しい状況ではないでしょうか。教育長におかれても同様の認識をお持ちではないかとお伺いしたいと思います。

その上で、準要保護世帯に対する就学援助のうち新入学学用品等について国の要保護世帯に対する要綱改正に準じて、入学前年度に支給が可能となるよう見直しを図ると述べられています。また、昨年小澤議員、私が質問した際、入学前支給には課題があると余り前向きな答弁が得られなかったのではないのでしょうか。課題はクリアされたのかお伺いいたします。

社会教育の推進、社会教育の充実について。昨年11月にまちの駅ふらっとがオープンし、いろいろな社会教育イベントの充実が期待されています。本年度から始まった初心者のための手話講座もたくさんの町民の方々が参加され、新聞に掲載されるなど注目を浴びています。社会教育は、幼児期から高齢者までさまざまな学習意欲に応えていくものとして学習機会の充実を図っていくと述べられておりますが、例えばこの手話について子供たちに対象を広げていくことなどは検討されているのでしょうか。手話は言語として認められており、本年4月には北海道において手話条例が施行されました。空知管内でも赤平市などは、手話条例の制定による手話環境の整備が進められてきています。手話条例の必要性についての見解をお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 2番、越前議員のご質問、1、学校教育の推進、(1)、学習指導の充実についてお答えいたします。

初めに、町政執行方針の中で触れられております国内の景気状況についての認識ではありますが、個人的な意見として町長と同様に感じていることを申し上げます。

次に、1点目、準要保護世帯に対する新入学学用品費の入学前支給につきましては、先ほど小澤議員の1点目の質問に対する答弁でも申し上げましたが、来年入学予定となる対象世帯に対し、本

年度中に支給できるよう早急に要綱の見直しを行うなど準備を進めることとしております。

また、入学前の支給への課題については、平成29年第3回定例会において議員のご質問でお答えしておりますが、主なものとして支給後他市町へ転出した場合や所得が確定とならない状況で支給対象として支給し、その後所得が確定したとき準要保護世帯の対象外となった場合の対応であります。入学前支給を実施している教育委員会では、転出した場合、転出した先の教育委員会へ情報を提供する旨の同意書をあらかじめ提出してもらっていることや所得の確認については最新の情報の提供をお願いしながら、年度末の支給として対応するなど、既に実施している市町村教育委員会の取り組みを参考にしながら、公平、公正に対応できるよう要綱の見直しを進めてまいります。

2点目、社会教育の観点から手話条例の必要性についてですが、手話は言語として平成18年に国連総会で採択され、日本では平成23年に障がい者基本法で明記され、平成25年に鳥取県が全国で初めて手話言語条例を制定したのを契機に各自治体で条例制定が進み、道内においては赤平市を初め13市町が独自に条例制定をしており、北海道においても平成30年4月に条例制定をしております。

町内のさまざまな学習要求に応えるため、本年4月から教育委員会の主催で実施しております初心者のための手話講座ですが、4月から講座を開始したところ小学生から80代の方まで幅広い世代の方が受講されており、受講されている方の中にはいずれ手話検定試験を受けたいと頑張っている方もおられるようです。ご質問にありました子供たちを対象に広げていくことを検討するののかについてですが、手話講習会の状況及びニーズを踏まえ検討したいと考えます。

また、社会教育の観点から手話条例の必要性がありますが、手話は聴覚障がい者にとって大切なコミュニケーションツールであり、また健常者とのコミュニケーションも筆談ではなく、健常者も

手話を覚えることで意思の疎通も図れると考えております。さきに申し上げましたが、北海道においては本年4月に北海道手話言語条例を制定しておりますことから、教育委員会の立場で答弁するのはいかがなものかと思いますが、町単独での手話条例の制定は要しないと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号 議案第17号 議案第18号
議案第19号

○議長（大内兆春） 日程第4、議案第16号から日程第7、議案第19号につきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第4、議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題いたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（大内兆春） 日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長

の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定しました。

◎派遣第1号

○議長（大内兆春） 日程第9、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定しました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に発議1件、意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定しました。

◎発議第1号

○議長（大内兆春） 日程第10、発議第1号 特別委員会の設置について議題といたします。

提出者である数馬議員より内容の説明を受けます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 発議第1号 特別委員会の設置について。

上記議案を上砂川町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年6月7日提出

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋成和 吉川 洋

伊藤充章

提案理由、上砂川町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会を設置したいので、議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたしますので、裏面をごらんいただきたいと思います。特別委員会の設置内容につきましては、1といたしまして、特別委員会の名称は、上砂川町議会庁舎建設特別委員会とします。

2といたしまして、特別委員会の定数は8名、8名というのは議長を除く全議員という考え方であります。

3といたしまして、特別委員会の活動期間は、閉会中も継続審査ができるものとし、特別委員会の任期までとするものであります。

4といたしまして、その任期は、平成30年6月7日から審査終了までを任期とするものであります。

5といたしまして、所管する事務は、上砂川町役場庁舎建設に係る調査、審査、研究をするものであります。

6といたしまして、調査、審査、研究の方法につきましては、庁舎建設特別委員会に付託して行うということであります。

先月臨時会におきまして役場庁舎建設にかかわります実施設計経費が補正予算に計上されましたので、議会といたしましても役場庁舎建設に向けての調査研究を行っていききたいという趣旨のもと特別委員会を設置するものであります。

以上の内容で説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。数馬議員ほか3名から提出されました発議第1号 特別委員会の設置について提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 特別委員会の設置については、提案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

本特別委員会の委員につきましては、議長を除く全議員を指名いたします。

なお、本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定により委員会において互選することになっておりますが、前例に倣いまして正副委員長には副議長並びに議会運営委員長となっておりますので、議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には高橋副議長、副委員長には数馬議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

◎意見書案第1号

○議長（大内兆春） 日程第11、意見書案第1号

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書について議題といたします。

1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 小澤一文

賛成議員 高橋成和 吉川洋

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第1号

日本年金機構の情報セキュリティ
対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが生じた。しかも当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受け個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきである。

以上のことから、次の事項について要望します。

1. 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
2. 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
3. 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内 兆 春

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（大内兆春） 日程第12、意見書案第2号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書について議題といたします。

1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内 兆 春 様

提出議員 小澤 一文

賛成議員 吉川 洋 伊藤 充 章

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第2号

旧優生保護法による不妊手術
の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約25,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様に不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

以上のことから、次の事項について要望します。

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
2. その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
3. 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内 兆 春

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書は、原案のとおり決定しました。

◎意見書案第3号

○議長（大内兆春） 日程第13、意見書案第3号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 横溝 一成 越前 等

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第3号

2019年度地方財政の充実

・強化を求める意見書

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交

通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に対し8つの事項の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月7日

上砂川町議会議長 大内 兆 春
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、平成30年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大内 兆 春

署名議員 吉 川 洋

署名議員 数 馬 尚